

総務部優良工事施工者表彰実施細則

(目 的)

第1条 この細則は、岐阜県優良工事施工者表彰実施要綱第7条の規定に基づき、総務部の所管にかかる優良工事施工者表彰の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰対象の工事範囲)

第2条 表彰の対象工事は、総務部が発注した工事とする。

(表彰の対象)

第3条 岐阜県優良工事施工者表彰実施要綱第2条(2)及び(3)に規定する表彰の対象は、次のとおりとする。

- (1) 1件の最終請負金額が500万円以上の工事
- (2) 「岐阜県建設工事成績評定要領」による工事成績評定点が、原則として80点以上の工事

(附 則)

この細則は、令和5年3月8日より施行する。